

規制改革推進会議投資等 WG 第 4 回議事概要
(放送コンテンツ製作取引関係部分のみ抜粋)

1. 日時：令和 2 年 1 月 21 日（火）9:00～10:30
2. 場所：合同庁舎 4 号館 11 階共用第 1 特別会議室
3. 出席者：
 - (委員) 小林喜光（議長）、高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、佐久間総一郎、夏野剛、竹内純子
 - (専門委員) 井上岳一、落合孝文、増島雅和、村上文洋、鶴瀬恵子
 - (事務局) 井上規制改革推進室室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小見山参事官、小室参事官
 - (ヒアリング)
 - (放送を巡る規制改革)
 - 総務省 大臣官房審議官 吉田 博史、情報流通行政局放送政策課長 豊嶋 基暢
情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島 由佳
4. 議題：
 - (2) 放送を巡る規制改革（フォローアップ等）

5. 議事概要（放送コンテンツ製作取引関係部分のみ抜粋）：

○総務省（吉田審議官）（中略）

8 ページをご覧ください。

これは番組製作に係る取引、製作会社への発注などの下請取引のことですが、そういうものについて改善を図る必要があるのではないかとということで、御提言をいただいたところでございます。

これは、私ども、先ほどの検討会と別の会議を開催いたしまして、もともとつくっておりました「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」というものを去年の 8 月に改訂しております。また、このガイドラインに規範性を持たせるため、下請中小企業振興法に基づく助言として、ガイドライン遵守に係る要請文書を総務大臣名で発出しているところでございます。

ガイドラインの概要は 9 ページをご覧ください。

背景は先ほど申し上げたとおり、平成 21 年につくったものでございます。目的として、こういう製作に対するインセンティブ向上、また、創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び業界全体の向上を目指すということで、特に今回の改訂におきましては、右側に「問題となり得る取引事例」とありますとおり、書面交付が行われていないとか、十分な協議が行われていないというところにこれまで特に深刻な問題があるということでございますので、そのケース例などを多めに発出するなどして、参照しやすいようにしています。

例えば、ここでは協議が行われていないと一般的に書いてあるだけですが、もう少し具体

的に、例えば通常の納期より短い期間で発注されたけれども製作費が通常の納期の場合と変わらないだとか、広告収入が減少しているので製作費を減額すると一方的に通告されたというようなケースもございます。

あと、ベストプラクティスの事例も具体的な事例を挙げる形でやっておるところでございます。

10 ページはその検討会なので省略いたします。

11 ページにございますように、番組製作者が相談できるような窓口というものを、ホットラインという形でまず3カ月間運用しております。これを踏まえまして、またさらに改善して来年度についても実施できるよう、今、準備を進めているところでございます。

(中略)

○高橋座長 もう一点お伺いしたいのですが、3つ目の製作関連の取引、働き方などの製作現場のさらなる環境改善という点、資料の8～11にかかる部分ですけれども、ガイドラインの見直しということですが、過去のいろいろな議論のやりとりなども参考にさせていただくと、放送事業者の番組製作会社との不適正な取引慣行の改善のためには、ガイドラインの見直しだけでは不十分なのではないかと。下請法における書面交付義務にとどまらないで、新たに契約書の締結義務を課すことを始め、平成30年の実施計画にあるとおり、法的措置を含めた検討をすべきではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○総務省(吉田審議官) それにつきまして、私どもが今、何をやっているかというところ、このガイドラインを単に作って周知するだけではなくて、下請中小企業振興法がございまして、これに主務大臣が指導及び助言を行うことができますとあります。ですから、下請中小企業振興法に基づく助言として、このガイドラインを遵守すべきであるということを改めて明示的にやっています。その遵守状況などにつきまして、今、調査を始めております。

そういった遵守状況の調査に基づきまして、さらに必要な取り組みを行ってまいります。それはガイドラインのさらなる改訂ということもございまして、必要に応じ、先ほど申し上げた指導及び助言のうち、指導の部分ということも含めて検討していったら、要は、今の下請法をきちんと遵守していれば相当改善が行われると思いますので、そういう形で下請法、下請中小企業振興法の運用というのを従来よりも強化していくということを今、行っているところでございます。

○高橋座長 これまでの経緯を踏まえると、ガイドラインはもとより指導とか助言を強化しても、なかなか慣行なりあるいは不適切な取引事例というのは改まらないのではないかと。もともとそういう経緯があって法的なことも含めてという話になったのだと思うのですけれども、したがって、状況をこれからチェックするということですが、法的な措置も含めて考えていただく必要があるのではないかと思いますし、あるいはガイドラインについても適切、不適切な事例を挙げているというお話が先ほどありましたけれども、果たしてそれだけで十分なのかどうかという気もするのです。

例えばガイドラインを改訂して、確か意見書にもあったと思いますけれども、もう少し取引の類型ごとに話を詰めていくとかということまで含めて検討いただく必要があるのではないかと考えております。

○総務省（三島情報通信作品振興課長） 石岡先生からの御意見でも、著作権の部分について特に御指摘いただいていると思うのですけれども、昨年12月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を再開しております、そちらのほうで石岡先生からいただいた御指摘でも、今、座長からの御指摘でもございましたが、例えば著作権につきましても、何を完全製作委託型番組とみなすかなどが会社によって違うですとか、結局現場での解釈違いのようなものが発生するということはもう一度改めて取り上げております。現在、多様な取引について、契約上、具体的にどういう記載がされていて、どんな形になっているのかということについて事例を関係者から発表してもらって、その中で少し類型化のようなものができるのかどうかですとか、もう少し整理をしてきちんとした理解が関係者に進むような取り組みがないかと考えておまして、それを踏まえましてガイドラインも改訂を検討する方向で調整しております。

○高橋座長 しつこいようですけれども、ガイドラインの改定だけではなくて、それがきちんと実行されるような措置まで考えていただきたいと思うのです。

○総務省（吉田審議官） 私ども、この下請中小企業振興法に基づく指導及び助言ということを実施したのが、この助言が初めてでございます。ですから、それに基づきまして、まずはこれを今、初めてやっているところでございます。

あと、もう一つ考えておりますのが、いろいろな調査も行ってきましたけれども、ではどれだけ進捗していて、抽象的にはやはりこういう問題があるという声が出てくるのですけれども、ではどれだけ進捗がよくなっているのか、よくなっていないのかということが明確に時系列で把握できていない状況にございます。ですから、そういうこともまずはきちんとやっていきたいと思っています。

もちろんこの分野のこういう下請取引の改善の重要性は私どもも重々認識しておりますので、そういう意味で、一般法ではございますが、下請中小企業振興法に基づいた取り組みを行っているところでございますので、まずはそれをきちんとやっていきたいということと、その結果、本当に改善したのかどうか、どういう指標になるかということは今、議論しておりますので、そういうことをきちんとまずやっていく必要があるかと考えております。

（中略）

○総務省（三島情報通信作品振興課長）（中略）

あと、資料3の質問2にお答えをさしあげていないので、続きましてお答えさせていただいてよろしゅうございますか。

いただきました御意見につきましては、取引上問題となるおそれがあると書いてあるもの、

参照条文というか、参照すべき条文についての記載が具体的にないという御指摘かと思えますので、こちらのほうは先ほど申しあげました検証・検討会議の中で少し取り上げさせていただきまして、記述の具体化などを検討させていただきたいと思えます。

(中略)

○落合専門委員 (中略)

もう一点が、製作関連の点になります。下請振興法について根拠法令としてということでお話をいただいているかと思うのですけれども、下請振興法というのは指導等については確かに規定があると思うのですけれども、行政処分についてはまでは特に定められていないと思うのですけれども、これで本当に強制力として十分なのかというところがあると思っております、これから活用されると伺っておりますが、その結果として改善されたかどうかというのは、何か実態調査をして把握されるのかどうかということです。

そもそもこの下請振興法というのが、どちらかというともとは製造業の下請を想定して法整備されているようなもので、こういったコンテンツをつくったり創造的な活動をされる事業者について、そもそも適合するような整理をされているのかどうかというのがいまい
ちわからない部分があります。この点がうまくかみ合っていないのであれば、それはまた別途整理をするべきなのではないかとも思いましたので、そういう御質問をさせていただいた次第です。

○総務省 (三島情報通信作品振興課長) 2点目、製作取引について御回答さしあげたいと思えます。

先ほど、下請法が町工場のようなものを想定して、というような御意見もいただいたのですけれども、放送コンテンツのガイドラインにつきましては、放送番組の製作取引についてかなり踏み込んだものとしておりまして、下請中小企業振興法上の助言あるいは指導につきましては、このガイドラインについてきちんと守っているかどうかという形にさせていただいております。

このため、先ほど吉田の方からも御説明させていただきましたけれども、現在、ガイドラインを遵守しているかどうかについて、順次ヒアリング調査を中企庁、公取委とも連携して進めるようにしておりまして、問題がある事例が見つかった場合は、指導も当然ですけれども、どのような改善の取り組みをしたかについても、報告を求める方向で現在取り組みを進めております。また、フォローアップ調査などで改善の状況なども定量的に全国的に把握することも検討しておりますので、そのような形でひとまず進めさせていただきたいと思えます。

(中略)

○高橋座長 ありがとうございます。

大分時間が超過してしまいまして、済みません。

座長として今回の後半の議論を総括させていただきたいと思えます。

(中略)

放送コンテンツの制作取引の適正化に関してですけれども、ガイドラインの遵守状況の調

査を進めていかれるということですが、これまでの経緯を考えると実施計画にもある法的措置に向けた取り組みを総務省に求めたいと思います。改訂ガイドラインについては、まずは普及状況をフォローするとともに、今日も御議論がありましたけれども、著作権の帰属と対価等、契約形態別にひな形をつくる必要があることなども含めて改善の余地があると思いますので、早期の改訂に向けた検討を進めていただきたいと思います。

以上